

令和2年3月5日

令和2年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

令和2年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和2年3月5日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

出席議員 12名

欠 員 0名

傍 聴 8名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代 堯	教育次長兼指導課長	澤 憲 一
副 町 長	中口 守可	会計管理者	福井 智淑
副 町 長	松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
教 育 長	古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司
総 務 部 長	西 啓介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪本 隆
財政改革部長	相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文
しあわせ創造部長	松井 清幸	都市整備部長	中谷 博夫
都市整備部長	家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹	都市整備部副理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年3月4日から24日(21日)

○会議録署名議員

7番 出口 実 1番 松尾 匡

議事日程

日程第 1	議案第 3号	令和元年度岬町一般会計補正予算(第7次)について
日程第 2	議案第 4号	令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について
日程第 3	議案第 5号	令和2年度岬町一般会計予算について
日程第 4	議案第 6号	令和2年度岬町国民健康保険特別会計予算について
日程第 5	議案第 7号	令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 6	議案第 8号	令和2年度岬町下水道事業特別会計予算について
日程第 7	議案第 9号	令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について
日程第 8	議案第10号	令和2年度岬町介護保険特別会計予算について
日程第 9	議案第11号	令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算について
日程第10	議案第12号	令和2年度岬町深日財産区特別会計予算について
日程第11	議案第13号	令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第12	議案第14号	岬町立みさき公園条例の制定について
日程第13	議案第15号	岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
日程第14	議案第16号	岬町社会体育施設条例の制定について
日程第15	議案第17号	岬町男女共同参画推進条例の一部改正について
日程第16	議案第18号	岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第19号	岬町介護保険条例の一部改正について
日程第18	議案第20号	岬町下水道条例の一部改正について
日程第19	議員提出議案第1号	みさき公園を遊園地として存続するよう求める意見書
日程第20	報告第 1号	専決処分報告について(損害賠償額の決定)

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

会議の前に議案の確認です。

お手元に配付している本日予定しています日程第19議員提出議案第1号の議案になります。

2月26日開催の1週間前議会運営委員会から件名が変わりましたので、議事日程も合わせて配付しております。

議案ございますね。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第3号、令和元年度一般会計補正予算（第7次）についてをご説明いたします。

我が国の景気は緩やかな回復基調にあるとされているものの、中国経済の成長率の鈍化に加えて、足元では新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大で世界経済の下振れリスクが高まるとの懸念もあることから、今後の景気の先行きについて不透明感が増しております。

このような景気の動向は、地域経済にも大きな影響を及ぼすことから、今後の動向を注視していく必要があります。

一方、本町の財政状況は、歳入につきましては人口減少や地価の下落等により、町税収入は微増にとどまることから、補助金や起債などの特定財源の確保策が重要になるとともに、歳出におきましては少子高齢化の進展にかかる社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など義務的経費が財政を圧迫しており、引き続き厳しい状況にあることに変更ございません。

今般の補正予算につきましては、自己都合退職者の退職手当を含む人件費の調整、個人番号カ

一、利用環境整備事業、決算見込みを踏まえた介護保険特別会計への繰入金などを計上するとともにPCB廃棄物の受け入れが次年度以降に繰り延べられたことに伴う関係費用の減額などを中心に編成をいたしております。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ42万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,702万6,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

地方交付税といたしまして、交付決定に伴い普通地方交付税3,814万1,000円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、263万7,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害児通所支援サービスの利用状況を踏まえ、障害児入所給付費等国庫負担金95万5,000円を、交付決定に伴い個人番号カード利用環境整備費補助金170万9,000円をそれぞれ増額計上する一方、林道橋梁点検診断を翌年度実施に変更したことに伴い、農山漁村地域整備交付金60万円を減額計上するものでございます。

府支出金につきましては、国庫支出金と同様に障害児入所給付費等府費負担金47万7,000円を計上いたしております。

財産収入といたしまして、本町が出資いたしております株式会社ジェイコムウエストからの利益配当金55万3,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、個人や団体からの小学校への指定寄附といたしまして10万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金4,233万4,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては12ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、711万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、職員の自己都合退職の申し出に伴う退職手当532万9,000円を。消費税率引き上げに伴う消費活性化策として、マイナンバーカードを活用したマイキーID設定支援のための経費として、消耗品費、印刷製本費、個人番号カード利用環境整備委託料を合計で121万3,0

00円を計上いたしております。

民生費といたしまして、245万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、介護保険特別会計で支弁する介護給付費の決算見込みに伴う繰出金228万8,000円を、障害児通所支援サービスの利用状況を踏まえ、障害児通所支援給付費191万円をそれぞれ増額計上する一方、文化センターで使用されていた法律で処分が義務づけられている高濃度PCBを含有した安定器の廃棄処分について、処分機関の都合により受け入れが延期されたことに伴う収集運搬業務委託料と処分業務委託料の合計174万7,000円を減額計上するものでございます。

農林水産業費といたしまして、林道橋梁点検診断業務委託料120万円を当初予算において計上いたしておりましたが、林野庁の指示に基づき再度積算した結果、事業費が大幅に増加することになったため、歳入予算で説明させていただきましたとおり、本事業の財源であります農山漁村地域整備交付金の確保の観点から事業実施を翌年度にしたことに伴い120万円全額を減額計上するものでございます。

消防費につきましては、消防団員2名の退職に伴う報奨金95万9,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、975万1,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、民生費と同様に、学校施設で使用されていた法律で処分が義務づけられている高濃度PCBを含有した安定器の廃棄処分について、処分機関の都合により受け入れが延期されたことに伴う処分業務委託料と収集運搬業務委託料の合計985万1,000円を減額計上する一方、団体や個人からいただいた指定寄附として深日小学校の図書購入費10万円を増額計上するものでございます。

次に、4ページをご参照願います。第2表繰越明許費をご覧ください。

事業の進捗により、翌年度に繰り越しが見込まれる事業といたしまして、個人番号カード利用環境整備事業ほか2事業を計上いたしております。

なお、繰り越し上限額につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務、文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 私、入っていませんので少しお聞きしたいので、13ページの、今言いました文化センターのPCBですけど、これの詳細ですけど、延期になったという、少し聞き漏らしたのですが、延期になったのはいいのですけど、これ延期になって、もう廃棄はしなくてもよいのかどうか。そのまま置いておくのかどうか、その点1点だけ。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

PCBの廃棄物につきましては、令和3年3月までに処分しないといけないとなっております。

奥野 学議長 これ、教育委員会の問題ですね。

和田議員、これ教育委員会ですから、総務文教に入っておられるので。

○和田勝弘議員 民生委員の中に入っているのやけど、これはどうなるのかな。

○奥野 学議長 教育委員会の関係らしいので。文化センターは教育委員会らしいので。総務文教委員会に和田議員入っておられるので。

○和田勝弘議員 そうですか、それやったらいいのですけど、少しあれですけど、今のこの資料見ましたら民生費となっていたので、それはどうも失礼しました。結構です。

○奥野 学議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第3号「令和元年度岬町一般会計補正予算(第7次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教厚生事業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第4号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第2、議案第4号、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてをご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の増加に伴い、必要となる保険給付費について編成いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案書の1ページをご参照願ひます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,825万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますのであわせてご参照願ひます。

まず保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料としまして400万2,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金といたしまして366万円を増額計上しており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、国庫補助金といたしまして112万1,000円を増額計上しており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、調整交付金112万1,000円を増額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者保険料としまして494万1,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額を計上いたしております。

次に、府支出金、府負担金といたしまして228万8,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に繰入金、一般会計繰入金につきましては228万8,000円を計上いたしており、内容といたしましては介護給付費の増額に伴い、介護給付費繰入金の増額を計上いたしております。

なお、これらの歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをご参照願ひます。なお、詳細につきましては11ページ及び12ページに

掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

保険給付費、介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス給付費の増額に伴い、1,830万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 厚生委員に入っていないということでお聞きするのですが、今の1,830万円の、この12ページの歳出のところでございますが、これ、居宅者というのですか、何名ぐらいあるのかと。

それと、一応どういう、目的は介護の目的になるのだろうと思うのですが、もし、介護の目的がもう少し詳細にわかったら答弁願いたいのですが。

○奥野 学議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

介護認定者の人数でございますけれども、令和2年1月末現在で1,488名おられます。

今回の介護給付費の増額に伴う内容なのですけれども、介護給付費のうち通所リハビリテーション、訪問介護費、訪問看護費の決算見込みが当初見込みより上回るということで不足分を今回補正する内容となっております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○和田勝弘議員 はい。

○奥野 学議長 ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」から、日程第11、議案第13号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件を一括議題とします。

それでは、令和2年度当初予算に関する説明及び日程第3、議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」から、日程第11、議案第13号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件について説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 令和2年度当初予算に関する説明及び日程第3、議案第5号、令和2年度岬町一般会計予算についてから、日程第11、議案第13号、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの令和2年度町政運営方針を受けまして、私のほうからは、令和2年度の本町の当初予算につきまして、会計ごとに説明させていただきます。

長時間になると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、まず令和2年度岬町一般会計予算につきましてご説明いたします。予算書2ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ7億400万円を計上いたしており、対前年度比5.2%の減となっております。

なお、借換債のときの比較では令和2年度予算での借換債の計上はございませんが、令和元年度は歳入歳出それぞれ1億4,484万9,000円を計上いたしておりましたので、借換債を除く実質的な対前年度比は3.5%の減となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。予算書8ページ第2表、債務負担行為に掲げております。

大阪セキュリティクラウド事業など4事業につきまして、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債につきましては、予算書9ページ、第3表地方債に掲げております。

防災行政無線整備事業など7事業につきましては、起債の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書11ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては14ページから53ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては対前年度1,862万6,000円増額の20億7,677万7,000円を計上いたしております。

景気は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、人口減少に伴う納税義務者数の減少や主要企業が少ない本町におきましては、国の経済政策等の効果が十分に行き届いていない状況にあります。

地価の下落等により固定資産税の減少が続く一方、町民税の法人税割の増加などにより、町税全体で微増となっております。

款2、地方譲与税から款11、地方特例交付金までの各種剰余金、交付金につきましては、合計で4億6,036万5,000円を計上いたしております。

令和元年度の収入見込み及び令和2年度の地方財政計画などを踏まえて計上いたしております。

昨年10月の消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増加などにより、対前年度2,653万6,000円の増額となっております。

なお、款6、法人事業税交付金につきましては、地方法人課税の偏在を是正するため、令和2年度の都道府県税である法人事業税の一部を交付金化し、市町村に交付することに伴い、新たに計上するものでございます。

款12、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況や令和2年度地方財政計画などを踏まえ、対前年度9,300万円増額の20億5,600万円を計上いたしております。

内訳といたしましては、普通地方交付税が17億9,100万円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款13、交通安全対策特別交付金につきましては、対前年度100万円減額の300万円を計上いたしております。

款14、分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の増加などにより、対前年度572万6,000円増額の6,367万2,000円を計上いたしております。

款15、使用料及び手数料につきましては、幼児教育保育の無償化に伴う保育所保育料の減少

などにより対前年度1,226万円減額の1億1,756万6,000円を計上いたしております。

款16、国庫支出金につきましては、町道海岸連絡線整備事業などの道路整備等に係る社会資本整備総合交付金の減少などにより、対前年度1億970万7,000円減額の8億106万2,000円を計上いたしております。

款17、府支出金につきましては、幼児教育保育の無償化に伴う子どものための教育保育給付費負担金、施設型給付の増加などにより対前年度46万5,000円増額の5億7,351万5,000円を計上いたしております。

款18、財産収入につきましては、土地貸付収入の増加などにより、対前年度597万円増額の5,342万8,000円を計上いたしております。

款19、寄附金につきましては、多奈川地区多目的公園寄附金の増加などにより、対前年度10万円増額の1,010万円を計上いたしております。

款20、繰入金につきましては、対前年度8,075万2,000円減額の3億8,810万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金1億5,000万円を、みさき夢未来基金繰入金1億6,009万4,000円を各財産区特別会計からの繰入金を合計で4,509万3,000をそれぞれ計上いたしております。

款21、繰越金につきましては、令和元年度決算見込みを踏まえ、対前年度200万円増額の6,000万円計上いたしております。

款22、諸収入につきましては、深日港洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズム事業に係る海上サイクルルート利用料や広域サイクルツーリズム事業負担金の減少などにより、対前年度705万5,000円減額の1億3,040万6,000円を計上いたしております。

款23、町債につきましては、借換債の減少などにより対前年度3億5,164万9,000円減額の6億1,000万円を計上いたしております。

なお、借換債を除く対前年度は2億680万円の減額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書11ページ、13ページをご覧ください。なお、詳細につきましては54ページから181ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては対前年度44万9,000円減額の1億860万4,000円を計上いたしております。

拡充施策といたしまして、定例会などの議会報告を行っている議会だよりのページ数を増やすことで、活動報告などの内容の充実を図ります。

款2、総務費につきましては、防災行政無線再整備事業や参議院議員、大阪府知事、府議会議員、岬町議会議員選挙にかかる執行経費の減少などにより、対前年度8,659万4,000円減額の11億6,863万円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、町に寄附を受けた土地を有効活用して災害発生時の拠点として使用できるように、多奈川湊地区の防災広場を整備します。

拡充施策といたしましては、本町への移住定住に向けた取り組みを強化するため、出産祝い金について第3子以降の交付額の拡充を行います。

款3、民生費につきましては、介護保険特別会計繰出金や子ども子育て支援新制度に伴う施設型給付費の増加などにより、対前年度1億1,988万8,000円増額の25億2,887万6,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、計画期限を迎えた障害者基本計画などの策定のほか、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しを行うことで、町の福祉施策の充実を目指します。

また、昨年10月の幼児教育保育の無償に伴い、町の独自施策として実施しております給食費の完全無償化を引き続き行うことで、家庭への経済的負担の軽減を図ります。

款4、衛生費につきましては、令和元年度に実施したごみ処理施設改修事業の終了などにより、対前年度7,156万円減額の6億6,535万6,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、施設の安定的な稼働を図るため、し尿処理施設の浄化汚泥用ドラムスクリーンのオーバーホールを行うとともに、淡輪火葬場の動物火葬炉の改修を行います。

款6、農林水産業費につきましては、ため池管理事業の増加などにより、対前年度1,016万8,000円増額の8,154万3,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、海づり公園整備事業の減少などにより、対前年度2,304万9,000円減額の8,092万9,000円を計上いたしております。

令和2年度も引き続き岬町観光協会と連携を図り、本町の観光資源を町内外に広くPRに努めるとともに、岬町商工会と連携し、地域産業の振興を図ってまいります。

款8、土木費につきましては、町道海岸連絡線整備事業の終了などにより、対前年度1億9,739万1,000円減額の11億1,585万1,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、災害等の緊急時に備え、深日向出地区から府道みさき加太港線、(オークワみさき店)前へのバイパス道路として、(仮称)池谷向出連絡線の整備に着手いたし

ます。

高齢者、障がいのある方が乗り降りしやすくするために、低床で車椅子のまま乗降できるコミュニティバスの整備を年次的に行います。

また、南海電鉄撤退後のみさき公園の運営につきましては、集客施設とにぎわいの中核拠点として、まちの振興に寄与する新たな公園としての基本構想と管理運営体制の検討を進めてまいります。

款9、消防費につきましては、消防備蓄倉庫整備事業の終了などにより、対前年度4,045万8,000円減額の3億7,590万4,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、深日分団の可搬積載車の更新を行うことで地域の防災力の充実を図ります。

拡充施策といたしましては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、計画的に物資の備蓄を行うことに加え、新たに段ボールベッドの備蓄を行ってまいります。

款10、教育費につきましては、共同調理場整備事業の増加などにより対前年度2,421万6,000円増額の4億7,848万3,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、登下校時の安全対策として、児童が校門を通過する際に、保護者へメールを配信するために必要な設備の整備を行います。

老朽化が進む学校給食センターと中学校給食調理場を令和3年度の統合に向け必要な設備の更新を行います。

款11、災害復旧費につきましては、多奈川地区多目的公園災害復旧事業の減少などにより、対前年度1,792万円減額の3,822万4,000円を計上いたしております。

款12、交際費につきましては、地方債元金償還金の減少などにより、対前年度1億3,092万1,000円減額の7億120万円を計上いたしております。

なお、借りかえを除く対前年度は1,392万8,000円の増額となっております。

款13、諸支出金につきましては、森林経営管理基金費の増加などにより、対前年度407万円増額の5,540万円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町一般会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町国民健康保険特別会計につきましてご説明いたします。

予算書194ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ28億5,162万4,000円を計上いたして

おり、対前年度比4.1%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は歳出予算の流用について定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算書の概要を説明させていただきます。

予算書199ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお詳細につきましては202ページから209ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の増加などにより、対前年度2,342万7,000円増額の5億1,593万9,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などとしたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料としたしまして前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款5、府支出金につきましては、普通交付税の増加などにより対前年度7,902万5,000円増額の21億4,773万9,000円を計上いたしております。

款6、財産収入につきましては、基金預金利子としたしまして前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款7、繰入金につきましては、保険基盤安定にかかる一般会計繰入金の増加などにより、対前年度1,015万7,000円増額の1億8,642万5,000円を計上いたしております。

款9、諸収入につきましては、特定健康診査と受診料の増加などにより、対前年度1万7,000円増額の151万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書200ページ、201ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、210ページから225ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理費の増加などにより対前年度571万6,000円増額の3,773万9,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、対前年度9,383万9,000円増額の21億707万6,000円を計上いたしております。

款3、国民健康保険事業費給付金につきましては、一般被保険者医療給付分の増加などにより、対前年度1,223万9,000円増額の6億3,888万7,000円を計上いたしております。

款4、共同事業拠出金につきましては、年金受給者一覧表作成費といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款6、保険事業費につきましては、対前年度83万2,000円増額の3,541万円を計上いたしております。

昨年10月より、府内で一斉実施されております大阪府健康づくり支援プラットフォーム等整備事業への参加等を通じまして、生活習慣病予防対策に取り組めます。

あわせて、特定健診や歯科健診、従来からの生活習慣病予防対策にも取り組むほか、ジェネリック医薬品への変更勧奨などを通じまして医療費の適正化を図る事業を引き続き実施いたします。

款7、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、前年度と同額の1,000円を。

款8、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の100万円を。

款9、諸支出金につきましても、一般被保険者保険料還付金などといたしまして、前年度と同額の151万円をそれぞれ計上いたしております。

款10、予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書236ページをご覧ください。

第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ3億2,039万2,000円を計上いたしております。対前年度比5.7%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の240ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては243ページから246ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度1,168万7,000円増額の2億4,399万5,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度363万円増額の7,430万4,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、延滞金などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計

上いたしております。

款7、国庫支出金につきましては、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金といたしまして、新たに209万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書241ページ、242ページをご覧ください。なお、詳細につきましては247ページから250ページに記載しておりますので、あわせて参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理費の増加などにより、対前年度260万6,000円増額の675万7,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度1,480万1,000円増額の3億1,323万5,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、前年度と同額の30万円を。

款4、予備費につきましても、前年度と同額の10万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算書257ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億4,567万6,000円を計上いたしており、対前年度比1.2%の減となっております。

なお、下水道事業借換債といたしまして、令和2年度予算では3,856万円を、令和元年度予算では7,072万円を歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりましたので、借換債を除く実質的な対前年度比は4.1%の増となっております。第2条の地方債につきましては予算書260ページ、第2表、地方債に掲げております。

下水道事業など2事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の262ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。

なお、詳細につきましては265ページから268ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度3,389万円増額

の3億2,024万7,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、下水道事業借換債の減少などにより、対前年度3,546万円減額の1億8,866万円を計上いたしております。

なお、借換債を除く対前年度は330万円の減額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度304万円減額の1,606万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、水道管移設受託事業収入の増加などにより、対前年度183万4,000円増額の772万7,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の減少などにより、対前年度386万9,000円減額の1億1,169万4,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度150万8,000円減額の128万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書263ページ、264ページをご覧ください。なお、詳細につきましては269ページから274ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、大阪府流域下水道事業維持管理負担金を款2の事業費へ科目の振りかえを行ったことなどにより、対前年度6,728万4,000円減額の4,057万円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては大阪府流域下水道事業維持管理負担金を款1の総務費から科目の振りかえを行ったことなどにより、対前年度7,410万4,000円増額の1億4,786万9,000円を計上いたしております。

事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費7,317万円。公共下水道事業費7,469万9,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債利子償還金の減少などにより、対前年度1,497万3,000円減額の4億5,723万7,000円を計上いたしております。

なお、借りかえを除く対前年度は1,718万7,000円の増額となっております。

以上が、令和2年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書286ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,436万4,000円を計上いたしており、

対前年度比2.1%の減となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の290ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては293ページ、294ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度42万1,000円減額の1,292万2,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料といたしまして、対前年度10万9,000円増額の144万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書291ページ、292ページをご覧ください。なお、詳細につきましては295ページ、296ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理費といたしまして、対前年度31万1,000円減額の381万8,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債利子償還金の減少などにより、対前年度1,000円減額の1,054万6,000円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書299ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ19億8,646万2,000円を計上いたしており、対前年度比3.6%の増となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。予算書302ページ、第2表、債務負担行為に記載しておりますとおり、地域包括支援センター運営事業につきまして、期間及び限度額を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書304ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては307ページから314ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度1,674万3,000円増額の、3億6,030万円を計上いたしております。

款2、分担金及び負担金といたしましては、認定審査会共同設置負担金といたしまして、対前年度475万5,000円減額の3,254万8,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度4,000円減額の5万1,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度825万3,000円増額の、4億6,961万4,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより、対前年度1,569万5,000円増額の4億9,189万5,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度1,273万9,000円増額の2億6,700万5,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度1,000円増額の1万3,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度2,091万5,000円増額の3億6,492万7,000円を計上いたしております。

繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金3億2,675万5,000円、介護給付費準備基金繰入金3,817万2,000円となっております。

款11、諸収入につきましては、認定調査受託金の減少などにより、対前年度8,000円減額の10万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の305ページ、306ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、315ページから336ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、介護認定審査会費の減少などにより、対前年度1,123万8,000円減額の8,791万8,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度6,584万2,000円増額の17億3,896万円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、認知症総合支援事業費の増加などにより、対前年度1,497万4,000円増額の1億5,677万1,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の50万円を、

款7、諸支出金につきましても、介護保険料償還金といたしまして前年度と同額の30万円をそれぞれ計上いたしております。

款8、基金積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金といたしまして、対前年度1,000円増額の1万3,000円を計上いたしております。

款9、予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町介護保険特別会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書348ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ804万8,000円計上いたしており、対前年度比11.6%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の352ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては355ページから358ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度11万1,000円増額の204万4,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、
款3、諸収入につきましても預金利子といたしまして前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度72万7,000円増額の600万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書353ページ、354ページをご覧ください。なお、詳細につきましては359ページから362ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の増加などにより対前年度89万6,000円増額の595万4,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして対前年度5万8,000円減額の109万4,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、令和2年度岬町深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の365ページをご覧ください。

第1条の予算総額として歳入歳出それぞれ4,173万6,000円を計上いたしており、対前年度比26.1%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の369ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては372ページから375ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の増加などにより、対前年度2,000円増額の2,131万5,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、
款3、諸収入につきましても預金利子といたしまして前年と同額の2,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度1,475万5,000円減額の2,041万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書370ページ、371ページをご覧ください。なお、詳細につきましては376ページから379ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の増加などにより、対前年度90万6,000円増額の733万8,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度1,565万9,000円減額の3,339万8,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

最後に、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計につきましてご説明いたします。

予算書の382ページをご覧ください。第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ6,189万4,000円を計上いたしており、対前年度比27.1%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の386ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては389ページから392ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、マツタケ採取権売払収入の減少などにより、対前年度32万1,000円減額の45万9,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、
款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,263万1,000円減額の6,143万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

予算書387ページ、388ページをご覧ください。なお、詳細につきましては393ページから396ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の増加などにより、対前年度91万7,000円増額の865万3,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,386万9,000円減額の5,224万1,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

以上、令和2年度一般会計予算のほか8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております総務文教、厚生、事業の常任委員会に付託の予定と伺っております。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号「令和2年度岬町一般会計予算について」から、議案第13号「令和2

年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第13号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第12、議案第14号「岬町立岬公園条例の制定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第12、議案第14号、岬町立岬公園条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、南海電気鉄道株式会社のみさき公園管理運営事業からの撤退に伴いまして、本町により引き続きみさき公園を適正に管理運営するため、本条例を制定するものがございます。

議案書裏面が条例案でございますが、説明に当たりましては、あわせて配付させていただいております概要版をご参照いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、1、背景でございますが、提案理由と同じ内容となっております。

続きまして、2、条例の概要でございますが、(1)第1条関係では、町民に緑に包まれた憩いと交流及び活動の場を提供し、健康で文化的な生活の確保に資するため、有料公園を設置すると定めております。

(2)第2条関係では、有料公園の名称を、岬町立みさき公園。位置を、岬町淡輪3990番地ほかと定めるものがございます。

(3)第3条関係では、みさき公園で行う事業について。みさき公園の緑の管理、各種公園施設の設置、にぎわいの創造に資する事業を行うことなどを定めております。

(4)の第4条関係では、行為の許可について、物品の販売や催しとしての使用など、施設を使用するものは町長に申請の上、許可を受けなければならないなど、行為の許可に関することを定めております。

(5)第5条関係では、施設を破損、汚損したり、植物の採取、動物の捕獲など、みさき公園

での禁止行為を定めてございます。

(6) 第6条関係では、災害などが発生したときに、みさき公園の利用を禁止または制限することを定めております。

(7) 第7条関係では、条例や許可条件に違反したときなど、許可の取り消しなど監督処分についてを定めてございます。

(8) 第8条関係では、行為許可を受けた者の使用料を別表において納付しなければならないことを定めております。

(9) 第9条関係では、使用料の徴収方法について。

(10) 第10条関係では、使用料の減免についてを定めてございます。

(11) 第11条関係では、行為の許可や取り消し、利用の禁止または制限などの指定管理者が管理する業務について定めております。

(12) 第12条関係では、指定管理者を指定する場合に、指定管理手続条例の定めるところにより公募しなければならないということを定めております。

(13) 第13条関係では、同手続条例により指定管理者の指定の申請についての内容を定めております。

(14) 第14条関係では、みさき公園の業務を適正かつ確実に行うため、みさき公園の平等な利用の確保などの基準を定め、その基準に適用するものを指定するよう、指定管理者の指定についての定めをしております。

(15) 第15条関係では、指定管理者としての公示等について定めております。

(16) 第16条関係では、指定管理者の業務の実施状況の評価について定めております。

(17) 第17条関係では、指定管理者が基準に適合しなくなった場合など、指定の取り消しについて定めております。

(18) 第18条関係では、第1項に指定管理者がみさき公園の利用にかかる料金を収入として収受できることについて定めておまして、第2項以降には指定管理者が収入を収受する場合の行為許可を受けた者に対する利用料金の支払いなどのことについてを定めております。

(19) 第19条関係では、条文中、町長とあるのを指定管理者などに読みかえるための準用規定になってございます。

(20) 第20条関係では、規則の委任について定めております。

3、その他としまして、(1)の施行期日では、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

(2) から (4) は関係条例の一部改正等となります。

(2) は、岬町ラブホテル建築等規制条例の一部改正で、(3) は岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部改正で、双方とも別表のみさき公園を岬町立みさき公園条例に規定する岬町立みさき公園に改めるものでございます。

(4) は岬町暴力団等の排除に関する条例の一部改正で、別表に25として、岬町立みさき公園条例を加えるものでございます。

最後に、別表1が第4条関係のみさき公園の施設を定めたものとなり、有料公園施設を駐車場としています。

別表2が駐車場における使用料を定めたものとなります。

令和2年4月以降、みさき公園内では南海電鉄が動物の搬出や施設の撤去を行うことになりま
すので、安全確保の面から園内に入れられない可能性が高くなっておりますことから、駐車場部分の
使用について定めた形となっています。

以上が、本条例案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、
議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 この議案第14号、岬町立みさき公園条例の制定については、事業委員会に付託
されることになると思いますけれども、私は事業委員会に所属しておりませんので、この場をお
かりしてお聞きしたいと思います。

一つは、先ほど説明をいただきました中で、規則で定めるところが2点ほどあったかと思
います。

該当する箇所と言いますと、第4条と第14条かなと思いますけれども、この規則については
これから定めるということになるのでしょうか。

委員会で間に合うようであれば、ご配付いただくほうが適切かなと思います。規則の内容の取
りまとめ状況といたしますか、まとまったら議員全員にお配りをぜひいただきたいと思
いますけれども、そのあたりについてお聞きしたいというのが1点目でございます。

それから、もう1点なのですが、附則で施行期日についても提案をされております。

この条例は、令和2年4月1日から施行するということになっておりますので、この期日を見

ますと、もうすぐそこということになります。

そういう提案になっているのですけれども、昨日の一般質問のやり取り等をお聞きしております、さらに最終日に南海電鉄と岬町との協定が提案される予定になっておりますけれども、その内容をまだ見ておりませんので確たることはこの場では言えないのですけれども、今定めてと言うか、定めて令和2年4月1日からこの内容全てが施行できる状態になるのかなあというのに少し疑問を感じております。

と言いますのは、私は昨日の一般質問でも申し上げたとおり、当然、この4月1日からも引き続いてみさき公園の用地については開園して、公園として、一部入れない部分があったとしても運営をしていくべきだという主張をしているわけですが、昨日の答弁や、また、今ご提案の説明を聞いておりましたところ、私が望んでいるとおりのことにはならない可能性ももう一方であるなどということ予想しているわけなのです。

そうなるとするならば、今回の提案されている中身、主に管理運営にかかわることではありますが、こういった準備を今の時点でしておく必要があるのかなと、特に施行期日について。

駐車場については、先ほど説明あったとお理解はできますけれども、ほかの部分について、今回の議会で提案して最終日に可決を見たいということだと思っております、そのあたりはいかにかお聞きをしておきたいと思っております。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

施行規則のほうですが、ただいま編成の事務を進めておまして、その案が固まりましたら情報提供をさせていただけるかなと思っております。

それと、施行期日のほうのお話でありますけれども、今、おっしゃられましたように遊園地エリアの部分についてはまだ協議中のございまして、可能性等のお話しかできないわけなのですが、入園ゲート手前の前園エリアにつきましてはほぼ町が維持管理していくことになる可能性が非常に高いものでございますので、その部分について対応できるように提案させていただいてるものでございまして、遊園地エリアのほうにつきましては、園内の利用が可能となるタイミングに合わせて条例の別表に入園料や使用料などを追加する改正を行いたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。大綱的質疑範囲でお願いしておきます。

○中原 晶議員 そうなのですよ、委員会での審査が控えていますので、あまり立ち入ったことはやめておこうか。

委員会の審査を傍聴して聞きたいと思っております。やめておきますわ。

○奥野 学議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第14号「岬町立みさき公園条例の制定について」会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第13、議案第15号「岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 日程13、議案第15号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称、地域未来投資促進法に規定する承認経済牽引事業を行うための設備投資に対し、固定資産税の課税免除を行うことにより地域経済の活性化を図るため、本条例を制定するものでございます。

なお、法律面については、以後の説明では、通称である地域未来投資促進法の名称を用いてご説明させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

議案書の裏面をご参照ください。なお、参考に別添で条例案の概要をおつけしておりますので、あわせてご覧ください。

まず、第1条の趣旨でございます。本町では、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者を経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業の促進を図るため、地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定を行い、令和元年12月20日付で国の同意を得ました。

当該基本計画の策定に伴い、承認地域経済牽引事業のための施設を設置した承認地域経済牽引事業者への固定資産税の課税免除措置に対して、3年間に限り減収額の75%が地方交付税で補

填されることとなります。

これらを踏まえ、第1条では、承認地域経済牽引事業者に対する地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除を行うため、必要な事項を定めております。

次に、第2条では、課税免除では、その適用条件等について定めております。

課税免除の適用につきましては、地域未来投資促進法第25条の地方公共団体を定める省令によって条件が定められております。

基本計画の同意の日から起算して5年以内に設置された対象施設の用に供する家屋、もしくは構築物、または、これらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、課税年度から3年度分に限り課税を免除することができるものでございます。

第3条では、課税免除の申請について定めております。課税免除を受けようとするものは、町長に対して申請手続を行うこととしております。

第4条では、課税免除の可否決定を定めております。第3条の申請があった場合、町長はその申請内容を審査し、課税免除の可否を決定することとなります。

第5条では、課税免除の取り消しを定めております。税課税免除を受けたものが、法第14条第2項の規定により承認を取り消されたとき、虚偽または不正の行為により課税免除を受けたとき、町長が課税免除を行うことが不相当であると認めるときは、その他その課税免除を取り消しすることができることを定めております。

第6条では、課税免除の承継を定めております。課税免除を受けているものに相続、合併等の理由により変更が生じた場合は、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者は当該課税免除の承継を受けることができることを定めております。

第7条では、報告及び調査事項を定めております。町長が必要があると認めるときは、課税免除を受けたものに対し、報告もしくは関係書類の提出を求め調査を行うことができるものでございます。

第8条では、委任事項を定めており、条例の施行に関し必要な事項は規則に委任できることを定めております。

続きまして、附則でございます。

まず、第1項では施行期日について、公布の日から施行することを定めております。

第2項では、本条例の制定に伴い、企業誘致に関する優遇措置の重複を避けるため、岬町企業立地促進条例の一部の改正を行っております。

このことにより、本条例の規定により固定資産税の課税免除を受ける場合は、当該課税免除額

を施設設置助成金から差し引くものとしております。

最後に、第3項では、本条例の執行について定めております。本条例の有効期限は基本計画の計画期間と同様、令和7年3月31日限りとし、同日をもってその効力を失うことといたしております。

ただし、条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けたものに対する条例の規定は、この条例の失効後もなおその効力を有することといたしております。

以上が、本条例の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第15号「岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第14、議案第16号「岬町社会体育施設条例の制定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 日程第14、議案第16号、岬町社会体育施設条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、関西電力多奈川発電所施設が町に移管されることに伴い、地方自治法第244条の2、第1項の規定に基づき、設置及びその管理について定めるとともに、本町の社会体育施設に関する条例を整理するため、本条例を制定するものです。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書裏面をご参照願います。

まず、第1条では目的を定めており、町民のスポーツの推進と健康、体力向上を促進するために、岬町社会体育施設を設置するとしております。

第2条では、社会体育施設の名称及び位置を定めており、名称と位置については表のとおりで、既存の施設及び今回移管される施設の名称を、岬町スポーツ広場と定めております。

第3条では、岬町スポーツ広場に置く施設を定めており、体育館、野球場、テニスコート、ゲートボール場、緑地、その他附帯施設となっております。

なお、スポーツ広場の範囲及び施設の位置につきましては、議案書とあわせて送付しております位置図でご確認いただきたいと思います。

第4条では、管理について定めており、施設は教育委員会が管理すると定めております。

第5条では、使用の許可として、施設を使用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならないと定めております。

第6条では、使用の制限について定めております。

第7条では、使用許可の取り消し等について定めております。

第8条では、使用料について定めており、詳細は別表に記しております。

なお、岬町スポーツ広場につきましては、本町の類似施設の使用料を参考に定めております。

第9条では、使用料の減免について、公益上、その他特別の理由があると認めるときは使用料を減免または免除できることを定めております。

第10条では、使用料の還付について、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部または一部を還付することができることを定めております。

第11条では、教育委員会の許可を受けたもの以外は特別の設備をしてはならないことを定めております。

第12条では、許可を受けた目的以外に使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならないことを定めております。

第13条では、原状回復義務について定めております。

第14条では、建物、設備及び器具等を汚損、破損、滅失したときは使用者において損害賠償をしなければならないことを定めております。

第15条では、免責事項について。

第16条では、管理運営に関し必要な事項について規則への委任について定めております。

次に、附則につきましては、第1条では、本条例の施行日を令和2年4月1日と定め、第2項では、本条例の制定に伴い岬町立テニスコート条例、岬町運動広場設置条例、岬町立町民体育館

条例を廃止することを定めております。

また、附則の第3項から第5項につきましては、本条例の制定に伴い、岬町ラブホテル建築等規制条例等、関連する三条例の一部を改正し、本条例の施設をラブホテル建築等規制条例、パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例、暴力団等の排除に関する条例の対象とするもので、詳細につきましては新旧対照表をご確認願います。

なお、岬町スポーツ広場につきましては、今後、愛称を募集する予定としております。

以上が、条例案の概要でございます。本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 何点かありますが、一つひとつさせてもらっても3回まで行けると思っていますので、よろしく願います。

この施設ですが、関西電力の施設をもらい受けるということで、大変なご苦勞をかけていただいているといったことはスポーツにかかわる者にとってとてもありがたいことだと感じております。

その中で、実際この施設を現在も使われている方があったと思います。例えば、テニスの方であったり、卓球の方であったり。その方々と前向きな方向できちんと話し合いができているのかというのだけ確認させてもらいたいと思います。1点目願います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどのご質問にもありましたように、関西電力の体育施設につきましては、主に卓球の方、テニスの方が利用されております。

今回、移管を受けるにあたりまして、その関係する団体の方と協議、説明を行っているところでございます。

また、今月3月中にも、再度、関係団体の方と説明する予定になっておりますが、今現在、コロナウイルスの影響がございますので、今月の開催日程についてはまだ微妙ですけども、できるだけ早いうちに協議、相談をさせていただきたいというように思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 順調に進んでいると理解いたしました。

続きまして、この社会体育施設に関して、全般にわたってなのですが、私はできるものならば、指定管理なり、民間の活力を利用して運営するのがいいのではないかと思い、各所で質疑させていただいておりましたが、いまだどの施設も町の管理でしているということです。

機会があったら、そういういい条件があったら指定管理というのも任せてもいいと考えられているのかどうかだけ確認させてください。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

社会体育施設等の指定管理者のほうに委託するということですが、このような施設について指定管理委託するのがいいのかどうか、メリット、デメリットもあると思いますので、その辺も調査、検討させてもらった上で考えたいというように思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 3回目ですので、最後の質問になりますが、先ほど澤次長の最後の説明で、今後、この施設に関して愛称を募集したいと考えているということですが、できたら、愛称もそうなのですが、ネーミングライツというのですか、泉佐野市でいうと、体育館がJ:COM体育館なり、そういうところで収入を得ていたりするわけですね。

そういうことを合わせて考えていただきたいと思いますが、その点どうでしょう。考えてくれますでしょうか、お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

愛称のほうは、今後、募集する予定にしておりますけれども、ネーミングライツということですが、こちらにつきましても、ネーミングライツになじむのかどうかということも合わせて調査研究させていただきたいというように思います。

○奥野 学議長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第16号「岬町社会体育施設条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第15、議案第17号「岬町男女共同参画推進条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第15、議案第17号、岬町男女共同参画推進条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、性別を理由とする権利侵害及び差別的取り扱いの禁止範囲の対象に、性自認及び性的指向を加え、全ての性的マイノリティへの差別を禁止するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

大阪府においては、いまだに性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に、誤解や偏見、差別が生じていることから、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、昨年10月に大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例が施行されました。

本町におきましても、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指すものでございます。

それでは、条例案についてご説明をいたします。

議案書の裏面をご覧ください。あわせまして新旧対照表をご参照願います。

第2条の用語の定義に、性自認と性的指向を追加し、性自認を自分の性がどのように認識しているのかということ、性的嗜好を恋愛感情や性的関心がどの性別に向いているかということと定義するものでございます。

性別等の権利侵害の禁止を定める第8条第1項の、性別を理由とする権利侵害及び差別的取り扱いを、性別、性自認または性的嗜好を理由とする権利侵害及び差別的取り扱いに改め、性的マイノリティの人々に対する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならないことを明記するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行することを定めております。

本件につきましては、総務文教委員会付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号「岬町男女共同参画推進条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第16、議案第18号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第16、議案第18号、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案の概要につきましてご説明させていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をご覧ください。

大規模災害で被災した方への貸付制度である災害援護資金の償還等を規定する第16条第3項において、法律及び政令の改正に伴い、償還金の支払い猶予、または償還免除に際して、貸し付けを受けたもの等から必要に応じ、収入または資産の状況の報告等を求めることができるようになったことに伴う引用規定の追加及び法律及び政令の改正に伴う条例ずれを修正する改正を行うものでございます。

また、附則においては本条例は公布の日から施行するとしております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第17、議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第17、議案第19号、岬町介護保険条例の一部改正についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の改正に伴い、令和2年度における介護保険法に定める第1号被保険者の保険料の低所得者軽減強化を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案の概要につきましてご説明いたします。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得第1号被保険者の保険料の軽減となっております。

なお、説明につきましては本議案書とあわせて送付いたしております介護保険料案により説明をさせていただきます。

介護保険料案の資料は現行と比較した介護保険料を示したもので、左が現行の令和元年度分、右側に改正案の令和2年度分及び現行との比較を記載しております。

まず、今回の改正では、第1段階から第3段階までの保険料を軽減するもので、第4段階から第12段階までの保険料は変更はございません。

なお、第5段階の金額が基準額となっており、金額は7万2,000円となっております。

次に、軽減の内容についてでございますが、第1段階は基準額掛ける0.375の2万7,000円から0.3の2万1,600円に、第2段階は基準額掛ける0.475の3万4,200

円から0.35の2万5,200円に。第3段階は基準額掛ける0.725の5万2,200円から0.7の5万400円にそれぞれ軽減するものでございます。

次に、附則第1項において条例の施行日を公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日と定め、附則第2項において、改正後の第5条の規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第18、議案第20号「岬町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第18、議案第20号、岬町下水道条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和2年4月1日より、下水道排水設備工事責任技術者の登録業務について大阪府下水道協会で一元的に行うこととなったため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面と新旧対照表をあわせてご参照ください。

条例の改正内容につきましては、岬町下水道条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

第24条の2第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第20号「岬町下水道条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、事業委員会に付託することに決定しました。

皆さんに少しお諮りしたいのですけれども、お昼前になっておりますけれども、案件はあと二つなのですけれども、いかがいたしましょうか。

5分間だけ休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

5分間だけ休憩します。

(午前11時52分 休憩)

(午前11時57分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

○奥野 学議長 日程第19、議員提出議案第1号「今ある価値を継承した新たなみさき公園を求める意見書」を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号「今ある価値を継承した新たなみさき公園を求める意見書について」岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私、松尾 匡でございます。

賛成者は、次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 中原 晶

坂原 正勝

小川日出夫

道工 晴久

以上であります。

趣旨説明は朗読によりかえさせていただきます。

今ある価値を継承した新たなみさき公園を求める意見書（案）

1957年に開園したみさき公園は、岬町のシンボリック的存在である。そのみさき公園を運営する南海電気鉄道株式会社（以下、南海という）が、3月末をもって事業撤退を表明し、現在、撤退に向けた準備が着々と行われている。

三代目で楽しむことができ、小さな子どもが安全に遊べる環境のみさき公園をなくすことは岬町のシンボリック的存在の喪失を意味し、利用者の激減したみさき公園駅の行く末は、特急が通過するようになり、多奈川線の廃線まで危ぶまれ、岬町民の生活が不便になってしまう可能性は否めない。

西日本最古のジェットコースターや海の見える観覧車、幼い子どもが楽しめるレトロ情緒あふれる遊具の数々は、現在、親や祖父母となった世代にも思い出深く、世代と世代を紡ぐ価値と言える。

それを継承し、活かしながら新しい要素も取り込んで新たなみさき公園を創造することができれば、岬町が廃れていくことを懸念することなく、むしろ今まで以上に岬町を発展させる重要な存在となり得る。

よって、みさき公園について、以下の事項を行うことを求めるものである。

1、現存する遊園地事業を初め、みさき公園全体の後継事業者については、マスコミ等も利用して大々的かつ公平な形で公募すること。

2、譲渡が決まっていない動物と遊具などを活用して、4月以降も継続して運営すること。少

なくとも、多くの入園者が期待できる5月の連休まで開園すること。

3、後継事業者が確定するまでの間は、遊具や施設の解体撤去を留保するよう南海に求め、次期事業者に継承の是非の判断を委ね、町はそれに対し柔軟に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月5日

大阪府泉南郡岬町議会

提出先は岬町であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 質疑を行う前に、前回の意見書のときにも申しましたが、私もみさき公園を愛する第一任者と言ってもいいぐらい、自負するぐらいみさき公園を何とかして岬町を活性化させていく、その責務を負う議員としてしっかりと運営していただくための質疑だと思って松尾議員には答えていただきたいと思います。

まず最初に、この意見書を見させていただくと、表の提出日、このサイン、皆さんにいただいているところの提出日が、令和2年3月3日となっておりますが、裏の意見書案を見てみると、3月5日の提出となっているので、これは、まずサインしていただいたほうが先であって、サインしていただいた方はまず裏を見ずにサインをした上で裏がついたのかなというように見れるのですが、その点、少し確認をさせていただきたいのが1点目でございます。

2点目に移りますが、昨日の一般質問、中原議員、坂原議員、松尾議員が一生懸命されていて、その中で内容がつまびらかになったことも多々あって、その中でも松尾議員もある程度納得されたところがあったのではないかと、このように私は見ていたのですが、それ以前にこの意見書というのを作られていて、本日提出をするにあたり、さかのぼって変えれないのでこのまま出されていると思うのですが、整合性といいますか、内容について変更というのを考えなかったのかどうかというのが2点目でございます。

3点目に、この内容について、2番であります4月以降も継続して運営することと求めています。

5月の連休まで開園することとしておりますが、かかる経費はどこ持ちなのか。提出先が岬町ということなので、岬町にかかる経費を求めていくのかどうかということを確認させていただき

たいと思います。

以上、3点お願いします。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、3月3日と3月5日の整合性のことを言われていると思います。この件、幅広く私からこの提案に対して議員の皆さんに理解を求めたところがございます。

その中で、文章中に誤字脱字、一つは誤字脱字があったということと、そして、その意見を踏まえて若干説明文章をつけ加えているということで、この3月3日、そして3月5日のことになっているということでございます。

2点目、一般質問を受けて、この内容に変更がないのかというようなところがございますが、私、一般質問の前にこの意見書を出しております。

昨日の一般質問で、ある程度、町長以下職員の皆さんの意向というのをお聞きできました。半分以上がよい回答をいただいたのかな、民意を受けていただいているのかなということで私は理解をしております。

その上で、議会としてもそれを応援する。そして、民意をしっかりと聞いていただくように見守っていく、そして提案していく、その姿勢が大事かと思っておりますので、取り上げることなく、また変更することなく、これは私は民意と、民意をそのまま議会に届けておるところでもございますので、下げることなく、変更することなく、これでいく決心をいたしました。

そして3点目、継続して運営することをということで、経費は岬町に求めるのかというようなところがございます。一番大事なところがございますが、私はこの件、いろんな方々に情報をいただいております。

その中で、例えば園内事業者の方々、そして従業員の方々も含めて、今、みさき公園の存続を団結して強く望んでおられます。そして、皆さんはこの4月1日以降も開園を切に望んでおられるところがございます。

現在、皆さんで一致団結して、できるだけ園内遊具、そして施設、また動植物の留保を望んでおりますし、自分たちでそれらをできるだけ守れるよう動きもされております。

それは、4月1日以降開園できた場合の運営の段取り、そしてスケジュール、それぞれの役割分担などを話し合われて、それらを明確にした仕様書を作成されているとのことですね。

そのために必要となってくるのが、みさき公園内にある既存の遊具や、さらに言うところ施設、動植物の関係でございます。

各自所有されている遊具や施設というのはもちろんですが、南海電鉄が所有されている遊具、施設、プールについても、岬町が保有できないということであれば、園内事業者の皆さんで、今後いかなる事態が起ころうとも責任を持って保有していく決心と意思を私は聞いております。

これだと岬町には何らこの施設についての支出はありません。そして、私、昨日申し上げました岬町が今残っておられる園内業者さんとしっかり話し合いました、何を残す、何を撤去するというのをそこで話し合いを持って決めていただければいいのかなと私は提案させていただいたところでございます。

これらの意思というのは、先日も町長であったり、総務課、そして産業観光促進課へも伝えられているというようなことも聞いております。

そして一方、住民の民意としても、私が過去に行った3回の議会報告会、そして紙媒体とインターネットアンケートを取らせていただいております。

1カ月という短い期間ではございますが、400件返ってきております。そして、今なお閉めたにもかかわらず、アンケートは相当な数返ってきております。

その中で、要約しますと97%の民意が公園の存続を望むということが結果としてあらわれております。

そして、その理由や現在のままのみさき公園を活用した新たなみさき公園の意見や提案も多くアンケートでいただいております、これ私のホームページに全て明らかとしております。

このことから、私は住民の民意、そして園内従事者と双方の民意を根拠を持って意見書を上程しておりますのでご理解いただければと思います。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 2回目の質問に移ります。

この意見書を出された経緯というのを一つ目の質問で聞きました。

この意見書を先月26日の議会運営委員会のときに、その当日の午前中に議会事務局へ陳情を受けて松尾議員がそれを取り上げてしようという旨の発言をされ、そのときにいただいたプリントによりますと、「みさき公園を遊園地としての存続を求める意見書案(案)」ということで、これも今日に至るまで議会で取り上げるにあたってこういう名称で上がっていたのかなと思うのですが、この内容、表題が、「今ある価値を継承した新たなみさき公園を求める意見書」というように変わられています。

その変わられた理由というのを教えていただきたいと思うのが2点目でございます。

そして続きまして、あとのほう、三つ目に答えていただいた民意を酌んだ話ということでございますが、私のところにもいろいろなご意見が来ています。

南海がなぜ撤退するに至ったのか、これは毎年約3億円の赤字を計上し、合計33億円とか35億円とかいう累積の損失を抱え、そのままでは存続ができないといった、毎年3億円の赤字を計上している中、今ある価値、その価値というのがどうしてもプラスと思えない。

やはり、ものが古くなってくれば、自動車でも一緒なのですが、維持費がかかってくるのですね。これを続けていこうと思うと、それなりの技術者を確保することにかなりかかります。

そういうことを町民の皆さんも知っていて、このみさき公園を運営するにあたって、例えば税金をここに投入することに賛成しますかということを問うと、いや、それとこれとは話は違うねんと。

みさき公園は存続してほしい、誰もがそう思います。そういうように、97%存続してほしい。それは言うと思います。

しかし、私たちの税金をそこに投入するというのは、それは許せないのだと、許せないということが了解できないということはあわせて言われます。その声を聞いたことがないのかどうかということが2点目の質問です。

再質になりますけども、その点ご回答をお願いします。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 まず1点目の意見書の経緯でございます。

これは、先ほど私も述べましたけれども、題目が変わっているということです。

私、先ほども言いましたけれども、議会議員の皆さんに、私この意見書というのを個別に相談をしてまいりました。

要は、理解を求めるための活動をしてまいりました。

その中で、いろんな意見がございます。できるだけ私の提案、私の提案というよりも本当に民意を受けた提案でございますが、そこでよりよい、その時点よりもよい意見が出された。それは同じ方向であるということだったので、それだったら変えたほうがよりよい意見書となるということで変えさせていただきました。それでまた相談の活動を繰り返させていただいたところでございます。

そして2点目、例えば南海が年間3億円の赤字があると、これでとても復活できるとは思えないという竹原議員の意見でございます。

そして、今ある遊具はとても価値とは思えない、プラスとは思えないというような発言がござ

いました。

私は昨日、一般質問でしっかりと述べさせていただきました。

例えば、恵那峡ワンダーランド、ここをご覧いただきたいのですが、ここは古い遊具が今まであって、閉園の危機が訪れて閉園された。けれども、その古い遊具は今ある形で生まれ変えて、撤去したわけではないのです。それらをリニューアルさせたのですね。

その遊園地の価値というのは、レトロ感あふれる、そして利用者をかなり絞った作戦だと私は考えております。そして復活劇を遂げられております。

また、昨日も申し上げましたけれども、ハウステンボスというのが有名な例にあると思います。あちらにとっても、やはり今あるものをフル活用して時代に応じてリニューアルをしているのですね。これは一旦更地をして全く新しいものを開発するというものではありません。それでも、いろんな事業者と連携し、共同し、そして復活劇を遂げられております。私は、その可能性を取ってしまうのかというふうな強い思いがあります。その可能性を私は問うているわけでございます。

なので、できるだけ私の意見書にあります3番ですね、だからこそ、もう一度みさき公園の価値とは何なのか。それは、もちろん議員それぞれ、もちろん住民の皆さんでも価値が分かれるところではありますが、しっかりと全国でも復活劇を遂げた遊園地があるのです。

しかも、それは今まである遊具、施設を残しながら、そして、それをうまく活用して復活劇を遂げております。

私は、それが無駄のないというか、もったいない、今のご時世、もったいないというのはやはり大事にしていく。スクラップビルドというのは経済活動と言われますけれども、そこは、やはりもう一度みさき公園の価値を理解して、そして、その上で新たな公園づくりを目指すべきだと私はこう思います。

○奥野 学議長 松尾議員、税金のことの答弁。

○松尾 匡議員 税金ですね、岬町がこれについて税金を投入するのかということです。

これは、私も税金を投入する必要がないと思っておりますし、そして、その税金を投入しなくても復活劇は遂げられると私は思っております。

その根拠としては、先ほど申し上げたところでございますが、しっかりと内部事業者と連携、話をさせていただきながら、残すものはできるだけ残す。そして、復活に向けて協議をしていただくのがまず第一かなと思っております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 3回目の質問になります。

意見書案の提出された経緯について理解いたしました。大体、岬町議会定例会において意見書等を出される方はこういう一覧表におきまして、議会事務局がまとめていただきまして議員に提出されますが、2月26日現在ではまだこの意見書というのがついてなかったと思います。

そして、この当日にもう1個追加されて採択されたのかなと思うのですが、一覧表がないので何とも言えないのですが、この意見書を、件名、要旨等はわかるのですが、陳情者の住所及び氏名等をご存知でしょうかが1点です。

そして2点目、最後ですが、この意見書の3のところを強く主張されてます。そういう気持ちもわからないでもないのですが、1にあるように、後継事業者を大々的かつ公平な形で公募することをおきながら、3、後継事業者が確定するまでのところで、現在の事業者をグループを組んでと、その中で新たなやり方というのを試算していくといった旨の発言をお聞きしました。

その、何て言うか、一つ、1番と3番というのが相反するものではないかというように捉えるのです。

やはり、公正な形で公募するのであれば、一旦、町が持っているということだけで実際に来てくれる方を公正・広大にするためには、そこで営業されてる方の意見を聞かないほうがいいのではないかと普通の方は思うのですが、その点どう思われてるのか、2点、最後の質問になりますので明解な答弁をお願いします。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 まず1点目の件に関してですが、これは今、私あれですけど、事務局に届いておりますので、そこは確認いただけるかなと思っております。

そして2点目、この記の1と3が整合性がないぞというご意見でございますが、私は、例えば遊具や施設の解体撤去というのは、これ中原議員、昨日の一般質問でも述べられましたが、これ、今やるのか、そして事業者が決定して、実際にやる事業者が施設とか遊具を使うかどうかということを判断を仰いだほうがいいですよと、それは私、その根拠としては復活劇を遂げているところがある、そして事業者の意向もまだ聞いてない段階で、全て更地にするのが本当に得策かどうか。もったいなくないかというところが根本でございます。

なので、そしてまた、1と3との相違があるという点のもう一つとして、後継事業者に聞くのはどうかということでしょうけれども、そしたら4月1日の開園に向けて、今、町長も昨日おっしゃっておられました、それに向けて動くと言っていました。

じゃあ、開園に向けて動くけれども、そこで、例えば皆さんが期待しているようなことが、例えば撤去してしまった後、できるのかというような中で、やはり、今度する事業者がみさき公園を運営する事業者でございます。公募する事業者で決定する事業者がみさき公園で実際に運営する事業者かなと思うので、そこは、実際、現場で運営される事業者の意見を聞くべきだと。そして、聞くまで施設、そして遊具の保留を求めるものでございます。

全く運営しないものが、これを撤去する、これを残すというのはナンセンスかなと私は思っておりますので、このように書かせていただいております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議会運営委員会の委員長として、先ほどの竹原議員の質問に対して説明をさせていただきたいことがあるのですが、お許しいただけますでしょうか。

○奥野 学議長 どうぞ。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

先ほど、竹原議員から3回目の発言で二つの質問がございました。

その1点目について、議会運営委員長の立場から説明を差し上げたいと思います。

前回の議会運営委員会、2月26日に皆さんにご配付をいたしました意見書等文書表にかかわってお尋ねがございました。

竹原議員からの質問としては、そこで案として配られた提案者の松尾議員の意見書の元になっている嘆願書が議会に対して提出をされているか、また、その提出された方々についてお尋ねをいただいたところというように認識をしております。

私の認識するところによりますと、議会に対してということでありますから、奥野 学議長に対してということではありますが、意見書の提出を求める立場も含めて嘆願書が検討されていたようではありますが、正式には奥野 学議長のもとには提出をされていないと私は認識をしております。

その嘆願書の内容を受けて松尾議員が実際に意見書をこうして提案をされたということで、特段、手続上何の問題もなく、議会に要望があつて、それを受けて私ども議員としては提案したいものはみずから議案を作成をし議会に対して提供をするということだけですので、議長に対して嘆願が届いているかどうかということは必ずしも必須事項ではないわけですが、事実の問題で申し上げますと、検討されていたようですが、正式には議長にご提出はいただかなかつたと認識をしております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。反保多喜男君。

○反保多喜男議員 今回のこういうメンバー表を見ておりますと、私の名前は前回9月にはありましたのに、今回はサインをしませんでした。

理由は、このみさき公園撤退というのは、先ほども竹原議員が発言してましたけど、このみさき公園の大きな理由は、

○奥野 学議長 質問ですよ。討論じゃないですね。

質問ですよ、今。松尾議員の提案に対する質問。

○反保多喜男議員 だから、答弁は結構です。

○奥野 学議長 質問をしてください。

討論は、また後ほど行いますので。

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

反保多喜男君。

○反保多喜男議員 先ほどの続きでございます。

一番の大きな理由は、33億円の赤字が発生すると、これが最大の閉園というか、やめる大きな理由だと思っておりますし、実際にそうだと思います。

でも、普通の会社でしたら、33億円の赤字を持ってしまったら大きな倒産となってしまうと思います。

倒産になれば、なかなか立ち直ることができないのが普通の会社の運営の形だと思っております。

でも、今回は、そういう中でも維持していかんとあかん、大きなお客さんを集めてやっていかんとあかんという声がある中で賛同の形になってると思うんですけど、現に33億円の赤字が出たら、なかなかそういうのは消していけずに、次々と発生してくると思います。

でも、何でみさき公園こないなったんやろうと私も考えました。サインしてから考えました。

みさき公園がなぜこないなったんやろうと、自分なりに明確な答えが出てきました。

今までは、小さい子どもさんが親に連れられて、そして公園内を回って楽しい家族の団らんの一端としてみさき公園の場所が提供されておりました。

その小さな子どもが遊園地を回ってからお父さん、お母さんに引きずられて、あそこが乗りたい、ここが乗りたいという遊園地へ足を運んで、そして親子ともどもに遊具のどこへ乗られて楽

しんでる。

それが小学校ぐらいになったら、もう遊園地というより乗り物もあまり興味を示さずに、そしてまた、現場へ行かずにだんだんと入場者の数が少なくなっていくと思うのです。

実際に、私らも小さいときにはみさき公園へ頻繁に行きました。でも、一定の年齢になってから、近くにありながらなかなか行ってないのがまた現実です。

ただ、みさき公園の場所は、私らの中学校があった場所ですから愛着はいっぱいあります。そしてまた、みさき公園自体が誰が閉園を望んでるか、これも、そういう方はおられないと思います。

みんな、みさき公園に愛着があつてみさき公園が閉まったらかなわんな、あかんな、頑張らんとあかんなという思いは、たくさんの方が思いがあると思うのです。

私もそのうちの一人ですけど、ただ、こういう賛否ありましたけど、私、遠慮させてもらったのは、今回の反対、賛成の期日は、岬町の考え方をあくまで大きくみさき公園に対する推進に向かってもらうために賛同してもらいたいという、そういう自分では内容だと解釈をいたしました。

この町の対応はよく考えたら、今まで以上に大きな推進に向かっているのではないかと考えております、岬町自体が。

だから、町のやり方を拝見したいなど、そういうように私は思っております。

町長の答弁、昨日お聞きしましたが、熱のこもった答弁であったと思います。

だから、岬町のそういうみさき公園に対するそういう思いをやはりやり遂げてほしいなど、そういう見方で私、賛成から外れました。

あとの5人の方に、1人抜けて非常に恐縮しておりますが、でも町は一生懸命にみさき公園を取り上げてくることも確かだと思っております。

○奥野 学議長 反対討論ですね。

次に、賛成討論。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 賛成の立場から討論に加わります。

今回の意見書は、多くの住民からの強い意向を受けて、その住民の声を行政に届けるものであると理解しております。

このことは、議会議員として当然の責務であると考えます。

また通常、意見書というのは議会の最終日に提出されておりますが、今日は議会の2日目でございます。

今日という提出期日を見てみましても、今まさに南海と岬町の間でみさき公園の今後のあり方

について協議されてると聞いております。

4月1日以降のあり方についての協議だと聞いております。

また、その協議も近々終了するとも聞いております。

ですので、この住民の声を岬町を通して南海に要望を伝えるのはこのタイミングしかないのかなと思います。

以上の理由から、私はこの意見書に賛成するものであります。

○奥野 学議長 次に、反対討論、どうぞ。

ないですか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 数多く質疑させていただいた中、反対討論という立場で参加させていただきますが、決してみさき公園をなくしてしまうということではなく、今回の意見書に対しての反対討論なので、ご理解をいただきたいと思います。

というのは、みさき公園の土地所有等々について、昨日も田代町長から第一に置きたいといった旨の発言があって、それについて、皆納得したところでもございますし、そこでされた数々の議論というのもしっかりと理解したところであります。

そこに、改めて岬町を相手に意見書を出す必要があるのかというのが一つのものであります。

今なお現在、南海電気鉄道株式会社と交渉してる中、議会のほうからこういう意見書を可決することによって交渉に臨むそのカードが一つ減ってしまうと交渉に影響を及ぼすのではないかとという危惧もございます。

そして、質疑の中でもう一つ気になったのが、今ある価値をどのように考えるのかということです。

みさき公園を目指してお客さんが、今、休園してますけど、その前にもたくさんのお客さんが来てくれました。これは、みさき公園がもうなくなるので来ておこうというお客さんだったように思われます。

このシーズン、4月、5月のシーズンには毎年いっぱいになって、親が子どもさん、また祖母のおじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れてこられる公園でございますが、古い遊具を乗りに来させようと思ってきてるわけではないと思っております。

みさき公園というところに行きたいのだということで、今度できるみさき公園は、みさき公園という新たなテーマパークという、昨日も言われましたけど、そういうものに来てもらったらいいのではないかと思ってます。

みさき公園スピリッツというのですか、それはもう全国に広がっておりますので、それを目指

して来ていただけたらいい。その中にあるものではないと、私はそう思っております。

そしてその中で、やはり、これから目指していくみさき公園のあり方をしっかりと見定めることを優先すべきであると。

私もいろいろな場面で、報告会並びに説明会を行いまして、サウンディングに参加された事業者とともに、町でこういう提案があるのだという広報もさせていただいて、いい感触も得ています。

そういう方向を見定めるために、この4月、5月までさらに続けようというのはどうかなという立場から、今回は反対の討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 次に賛成討論、どうぞ。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第1号、「今ある価値を継承した新たなみさき公園を求める意見書について」、賛成の立場から討論を行います。

私は、この意見書の内容を拝見いたしまして、要望の趣旨、そして要望項目、それぞれについて全面的に賛同するものであります。

本文の中でもございますが、西日本最古のジェットコースターや海に見える観覧車、幼い子どもが楽しめるレトロ情緒あふれる遊具の数々は、現在、親や祖母となった年代にも思い出深く、世代と世代を紡ぐ価値といえる。この価値を継承し、活かしながら、また新しい要素も取り入れて新たなみさき公園を作っていくという提案者の意欲を強く感じるものでございます。

先ほどの質疑の中で、税金の投入の問題が質問として出されておりました。

都市公園として、土地を譲り受けて岬町としては運営をする以上、お金がかかるのは当然であります。

ただ、そこに多額の税金を投入することはできない。また、そういうわけにもいかないということは、これまでの議会の中でも町長の口から語られてきたところであります。

しかしながら、この場所を活かして新たな施策も展開しながら、定住人口、交流人口、そして関係人口を増やしていくことや、新たなにぎわいを作っていくことは、地域経済の活性化や雇用の拡充にもつながるものと考えてるものでありますし、そういうことにつながっていくような形でぜひ活かし、発展させて活かしたいというふうに考えるものであります。

また、先ほど反対者の討論の中で、この意見書を提案することに対して否定的な考えが述べられました。

もちろん、議員それぞれ立場、考え方、さまざまでございますが、岬町に対して提出する意見書が必ずしも町長が行おうとしていることを否定するものでもないとは私は考えています。

昨日の一般質問の中でも、町長は住民の、また、みさき公園を愛してやまない方々の思いを受けて南海電鉄に対して、そういった方々の思いを代弁する形で、また実現しようと交渉に臨んでおられるということを私は感じました。

そして、またこの意見書については、その町長の立場を後押しするものであると私は考えています。

ですから、あえてこの時期に意見書を提案するということであろうというように推測するものでありますし、私も同様の立場、賛同する考えであります。

価値についてはさまざまな考え方がございますが、提案者の文章、また求める内容から、今ある価値というのは、やはり長年にわたる歴史であり、思い出があると私は考えています。

お金をかけて新しいものもいいと思います。しかしながら、古いものを丁寧に維持管理をして長く利用していく、それが今の時代のあり方ではないかと私は思います。

公の施設の長寿命化についてもそういった角度から検討が求められているものでありますので、古いものを大切に活かしながら、さらによいものをつけ加えていこうという提案者の強い意欲を感じるものであり、初めに申し上げましたが、この意見書については全面的に賛同する立場から討論を行わせていただきました。

○奥野 学議長 次に、反対討論ございますか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この意見書に対しまして、反対の立場から反対討論させていただきます。

町行政も岬町と住民のためにあらゆる角度から、またいろいろのことを考えていただき交渉を行っていることを理解しましたので、町行政の方針でよいと思いますので反対の討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 賛成討論、ないですか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対討論どうぞ。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○奥野 学議長 起立少数であります。よって、議員提出議案第1号は否決されました。

○奥野 学議長 日程第20、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定の報告）」を求めます。

都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第20号、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）につきましてご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。あわせて位置図を添付しておりますので、ご参照ください。事故発生日時は、平成31年2月14日、木曜日、午後3時30分ごろ。

事故発生場所は、大阪府泉南郡岬町深日2412番地の4地先。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府泉南郡岬町深日1507番地、西前照子氏でございます。

事故の概要でございますが、相手の方が町道緑西6号線を自転車で走行中、道路側溝に転落し受傷されたものでございます。

損害賠償の額は2万740円でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から相手方に全額支出されることになってございます。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当いたしますので、令和2年1月29日、専決処分を行ったものでございます。

今後におきましては、安全で適正な道路管理に努め、事故発生の防止に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長の報告は終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定の件）」を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願ひいたします。

次の会議は3月24日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦勞様でございました。

(午後 0時50分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年3月5日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 出 口 実

議 員 松 尾 匡